

男鹿市告示第48号

男鹿市空き家等除却費補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和5年3月27日

男鹿市長 菅原 広二

男鹿市空き家等除却費補助金交付要綱の一部を改正する告示

男鹿市空き家等除却費補助金交付要綱（平成24年男鹿市告示第71号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(対象となる空き家等)</p> <p>第3条 補助金の交付の対象となる空き家等は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(4) 住宅地区改良法(昭和35年法律第84号)第2条第4項に規定する不良住宅であって、主として居住の用に供される建築物又は建築物の部分でその構造又は設備が著しく不適当なもの</u></p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、他の助成金等の交付を受けていない又は受ける予定がなく、市長が特に認めるものについては、補助の対象とすることができる。</u></p> <p>(対象者)</p> <p>第4条 (略)</p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、市長が認める町内会等の任意団体において、除却について所有者等から同意が得られている場合は、対象者とすることができる。</u></p> <p>(補助金の額)</p> <p>第7条 <u>第3条第1項に規定する空き家等を対象とする</u>補助金の額は、第5条に規定する対象経費の合計額(消費税及び地方消費税相当分を含む。以下「対象経費」という。)の<u>50パーセント</u>相当額(その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。)とし、<u>50万円</u>を限度とする。</p> <p><u>2 第3条第2項に規定する空き家等を対象とする補助金の額は、対象経費の20</u></p>	<p>(対象となる空き家等)</p> <p>第3条 補助金の交付の対象となる空き家等は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(対象者)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>(補助金の額)</p> <p>第7条 補助金の額は、第5条に規定する対象経費の合計額(消費税及び地方消費税相当分を含む。)の<u>30パーセント</u>相当額(その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。)とし、<u>30万円</u>を限度とする。</p>

改正後	改正前
<p><u>パーセント相当額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）とし、20万円を限度とする。</u></p> <p>3 <u>前2項の規定にかかわらず、第4条第2項に規定する対象者に対する補助金の額は、対象経費の80パーセント相当額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）とし、80万円を限度とする。</u></p>	
備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。	

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。